

<労働基本権を認められていない公務員>  
自衛隊員・海上保安庁職員・刑事施設職員・警察職員・消防職員

<1. 団結権を求める意見>

**消防職員** = 職員の一部や職員団体等から、団結権付与を求める声  
**刑事施設職員** = 職員団体等から団結権付与を求める声

<2. ILOの見解>

「**結社の自由委員会第54次報告**」(1961年) = 「(警察、消防、海上保安庁及び監獄の職員等の)職務を、『警察及び警察と同視すべき若干の職務』とみて、本委員会は、これら職務に関する申立については、それ以上審議する必要はないとの結論を下した。(中略)本委員会は、事件のこの点についてはこれ以上審議する必要がないと決定するよう理事会に勧告する。」

「**結社の自由委員会第340次報告**」(2006年) = 「消防職員及び監獄職員については政府からの指摘に留意する一方、これらの労働者が依然として団結権が与えられていないことを認識する。公務員制度改革についての議論が今まさに行われていることに留意しつつ、委員会は、政府がこの機会に、消防職員及び監獄職員が団結権を享受することを確保するよう勧告する。」

<3. 専門調査会における主な意見>

「諸外国の例やILO勧告という観点から、消防職員と刑事施設に勤務する職員については、団結権の付与を前向きに検討すべき」

「刑事施設については、市場化テストが行われており、労働基本権が全面的に認められている民間従業員と全く認められていない刑務官が作業している。国際基準や民間の業務の実態などを踏まえ、少なくとも団結権を保障していくべき」

「職員団体をつかって、勤務条件、福利厚生等について上司とのコミュニケーションをとっていくということは、厳しい服務規律の大前提であり、決して矛盾するという側面だけでとらえる必要はない」

「(刑事施設について)民間の従業員と同じような仕事をしている職員に、労働基本権が認められていないのは不自然。規律の維持が難しいということは、労働基本権を認めない理由として、性質が若干違う。少なくとも団結権については、かなり前広に考えてよいのではないのか」

「自衛隊員、警察職員、海上保安庁職員など治安を担当する公務員については、今までどおりでよいのではないかと思うが、刑事施設職員は範疇が違っており、民間も入っているのだから、考え直す余地がある」

「消防職員は警察と同様、厳正な規律、迅速・果敢な部隊活動を必要とするものであり、ここに対立関係が生じるのはまずいのではないか」

「消防職員のコミュニケーションについては、消防職員委員会において、消防職員に十分配慮した仕組みを作っている」

<4. 制約している論理>

**刑事施設職員** = 「仮に、刑事施設の職員に団結権及び団体交渉権を付与した場合、24時間被収容者を拘禁することから、警察・軍隊と同様に相手の不測の動向に臨機に対応する必要性があるとともに、例えば、被収容者による逃走や暴動、地震、火災等の非常事態時若しくは工場等で被収容者が暴れる緊急事態時には、通常、軍隊と同様に各施設の警備隊等による中隊、小隊による有形力行使した警備活動等が行われ、併せて医師等も救急医療活動等に従事するところ、このような自らの身を顧みない即応体制を執れず、被収容者を含め、国民の生命、身体及び財産を保護できないことが懸念される。」(法務省意見)

**消防職員** = 「消防職員は、その職責上、国民の生命、財産を守るため、一身の危険を顧みず職務を遂行する義務を負うものであり、公共の安寧秩序の保持という警察職員と同様の使命・任務を有している。その具体の活動に当たっては、厳正な規律と統制のとれた迅速果敢な部隊活動が常に求められており、消防職員に団結権を認めることにより上司と部下の対抗関係をもたらし、上命下服の服務規律を維持することが困難になることが予想される」(総務省意見)

<5. 刑事施設職員の実態概要 - 全国>

**全国の刑務所及び拘置所の収容人員** = 80,335人(1日平均したもの・平成18年)

**年間接見件数** = 981,362件(18年法務省調)

**年間出廷件数** = 123,818件(同)等

**刑務官(階級制を有する)** = 16,487人 / 被収容者に対する日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに関する指導を行うとともに、刑事施設の保安警備等を担い、武器及び手錠の使用、懲罰の賦課等権力的な業務に従事

**各種専門官、医師・看護師、一般行政職員** = 1,739人 / 被収容者に対する作業教育、職業訓練指導、教科指導、改善指導等(原則として、被収容者に対する実力行使等は行わない)

\* 人数はいずれも平成19年度予算定員

**民間企業の従業員**(ア 民間委託や イ PFI方式による「社会復帰促進センター」) = 1,219人 / ア 一般の刑事施設において、契約により委託可能な「公権力の行使を伴わない非権力的業務」について委託、イ アに加え、「権力性が弱く、根拠となる法律(構造改革特別区域法)を設けることにより委託可能な業務」について委託

<6. 消防職員の実態概要 - 全国>

**平成18年(1月～12月)における出火件数** = 53,276件(おおよそ1日あたり146件)

**平成17年中の救急出場件数** = 528万428件(1日平均・約14,467件)

**平成17年中の救急搬送人員** = 495万8,363人(1日平均・約13,585人)

**消防職員** = 156,758人

うち**消防吏員(階級制を有する)** = 155,061人

\* 人数はいずれも平成18年4月1日現在。

以上のような状況を踏まえ、本調査会においてさらに議論・検討を深める